

## 都市計画法による『建築の許可』と『許可の基準』について

都市の骨格をかたちづくるような道路、公園、緑地や公共下水道など、あらかじめ法に基づいて都市計画決定を行い、順次整備を進めています。

このような都市計画決定された施設（都市計画施設）の区域内で、事業着手前に行おうとする建築行為については、都市計画法第 53 条により許可を要するとされています。

これは、許可制とすることで、都市計画施設等の区域内における建築物の建築に、一定の制限を加え、将来における都市計画事業の円滑な執行を確保することを目的としています。

### ○建築の許可について（都市計画法第 53 条第 1 項）

- ・都市計画施設（都市計画道路・公園等）の計画区域内等で、建築物を建築しようとする場合には許可が必要です。

※建築物とは建築基準法第 2 条第 1 項に規定するものを言います。

（例：付属する門または塀なども建築物として取扱います。）

- ・許可を求める先は、各務原市の場合、市長です。

### ○許可の基準について（都市計画法第 54 条）

- ・建築しようとする建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、または除却することができるものと認められた場合、原則許可をします。

- 1) 階数が 2 以下であり、かつ、地階を有しないこと。
- 2) 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造  
その他これらに類する構造であること。  
※鉄筋コンクリート造 又は  
鉄骨鉄筋コンクリート造は不可

